

東京都立八王子東高等学校後援会  
—八王子東サポーターズクラブ—  
平成22年度定期総会 議案書



日時 : 平成22年6月12日(土) 16:30-17:30 (受付16:00~)

場所 : 八王子東高校5Fホール

次第 :

第一部 生徒による成果報告・発表 (支援対象事業)

第二部 総会

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 校長挨拶
4. 議長選任
5. 定足数確認
6. 議事
  - (1) 平成21年度活動・会員状況について
  - (2) 平成21年度決算及び監査について
  - (3) 平成22年度活動方針・事業計画・予算について
  - (4) 会則改正について
  - (5) 役員改選について
  - (6) その他
7. 閉会の辞

八王子東サポーターズクラブ 事務局連絡先

〒192-8568 八王子市高倉町68-1

東京都立八王子東高等学校内 (事務担当 川瀬)

電話 042-644-6996 FAX 042-644-2641

電子メール hachihiga\_koenkai@yahoo.co.jp

ホームページ <http://www.hachihiga.org/koenkai/>

郵便振替口座 00180-2-501636

加入者名 東京都立八王子東高等学校後援会

## ご挨拶

東京都立八王子東高等学校後援会  
理事長 田中 茂

八王子東高校後援会、通称八王子東サポーターズクラブにご参加の皆様、サポーターズ活動へのご協力・ご支援、真に有難うございます。

さて、皆様と手探りではじめてまいりました本会の活動も、5年目を迎えることができました。皆様のご理解とご支援、先生方をはじめとする学校側のご理解とご協力により、この学校支援活動も少しずつ手応えを感じられてきています。

募集対策や教育支援、特別活動支援等を通じて、生徒の皆さんの活動や、先生方の指導などがなお活発に、厚みを増していくのを見ることが出来るのは、とても嬉しいことです。

さらに今回は、サポーターズクラブの支援をより広げられるよう、会員の仕組みの改正を打ち出しております。厳しい社会状況の中、都立高校の中で様々な分野にわたる実力校としての八王子東高校の役割は、なお一層大きくなってまいります。

今後とも、支援の輪を広げ、サポーターズクラブの活動がより充実出来るよう、皆様がたのご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 八王子東高校後援会によせて

校長 石川恵一郎

常日頃より本校の教育活動に対し、多大なご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、本後援会は、平成17年11月に、八王子東高校後援会設立発起人の皆様方が、「八王子東から優れた人材を送り出すため、その教育活動、課外活動を物心両面で支援・援助する自発的組織として後援会を設立する。」旨の趣意書をもって広く賛同を募り、設立総会を開催されたと聞いております。その後、現理事長でもある田中茂様が北沢前校長と覚書を取り交わされ発効し、年々サポートの内容が充実し、生徒達の教育活動に活かされております。

本校のような歴史の浅い学校に、このような基盤のしっかりとした後援会組織ができるというのは、なかなか他校では例がありません。これは、八王子東に何らかの形で関わった多くの皆様がこの八王子東のよさを感じ、それが少しずつ引き継がれてきたからではないかと考えます。私は伝統というのはこのような過程で生まれていくものであると思います。

このような、皆様方の熱いお気持ちに応えるためにも、八王子東のよさを継続・発展させることが私の役目でございます。今後とも、忌憚のないご意見を賜ればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 第 1 号議案 平成 21 年度活動報告・会員状況

### 平成 21 年度基本方針

- (1) 後援会基盤の確立、会員の獲得
- (2) 学校ニーズに対応した計画的かつ迅速な支援の実施
- (3) 会員へのタイムリーな情報提供（ホームページの活用）

### 平成 21 年度実施事項概要

- (1) 入会勧誘活動
  - ・ P T A 会員に対する告知と勧誘   新入生・保護者へチラシ等配布、入学式後入会窓口開設
  - ・ P T A  O B に対する告知と勧誘   しらかし会への協力要請等
  - ・ 卒業生に対する告知と勧誘   卒業時に資料等配布、同窓会報に後援会案内同封等
- (2) 学校支援
  - ・ 募集対策支援   学校ポスター制作支援、「志羅伽之」増刷等
  - ・ 教育支援   教員対象進路研修会講師交通費補助等
  - ・ 特別活動支援   垂れ幕製作、夏期部活動合同合宿指導 O B 交通費補助等
  - ・ キャリア教育支援   進路指導部難関国立大学ガイダンス講師交通費支援等
  - ・ 部活動備品補助   各部不足物品購入等
  - ・ 備品修理等緊急対策   垂れ幕修正等
- (3) 広報活動
  - ・ サポーターズクラブ名入りアメニティバッグ追加製作（2,000 枚）   入学説明会等で使用
  - ・ ホームページ作成   後援会の支援活動等の情報提供
  - ・ 会報発行（年 1 回）   議案書にて代替

### 平成 21 年度理事会等開催状況

平成 21 年 6 月 20 日	総会・理事会	平成 22 年 2 月 20 日	理事会
平成 21 年 7 月 18 日	理事会	平成 22 年 4 月 17 日	理事会
平成 21 年 12 月 12 日	理事会	平成 22 年 5 月 8 日	理事会
平成 22 年 1 月 23 日	理事会		

### 会員状況

会員種別	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
正会員	181 人	191 人	155 人	119 人
準会員	269 人	309 人	424 人	486 人
特別会員	21 人	16 人	14 人	18 人
団体会員	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体

## 第 2 号議案 平成 21 年度決算・監査報告

平成 21 年度決算(単位：円)

収入の部	H21 予算	H21 決算	予実差
1. 会費	1,700,000	1,362,200	337,800
2. 寄付	0	7,654	▲7,654
3. 雑収入	0	0	0
4. 前年度繰越金	1,664,924	1,664,924	0
収入合計	3,364,924	3,034,778	330,146
支出の部	H21 予算	H21 決算	予実差
1. 学校支援事業費	1,550,000	1,331,308	218,692
(1) 募集対策支援	300,000	193,330	106,670
(2) 教育支援	100,000	40,000	60,000
(3) 特別活動支援	500,000	676,015	▲176,015
(4) キャリア教育支援	150,000	92,400	57,600
(5) 部活動備品補助	300,000	288,313	11,687
(6) 緊急対策費	200,000	41,250	158,750
2. 運営管理費	625,000	376,755	248,245
(1) 広報費	300,000	242,663	57,337
(2) 人件費	150,000	94,150	55,850
(3) 消耗品費	50,000	15,862	34,138
(4) 議案書送付費	25,000	12,000	13,000
(5) 雑費	100,000	12,080	87,920
3. 予備費	1,189,924	0	1,189,924
支出合計	3,364,924	1,708,063	1,656,861
次年度繰越金	0	1,326,715	▲1,326,715

### 監査結果報告

上記のごとく、収支決算を報告いたします。

平成 22 年 5 月 8 日      会計担当理事      赤木 律子

事務担当      川瀬 美由紀

上記決算について監査の結果、適正と認めます。

平成 22 年 5 月 8 日      監事      \_\_\_\_\_

監事      \_\_\_\_\_

## 第 3 号議案 平成 22 年度事業計画・予算について

### 平成 22 年度基本方針

- (1) 後援会基盤の強化、会員の獲得
- (2) 学校ニーズに対応した計画的かつ迅速な支援の実施
- (3) 会員へのタイムリーな情報提供（ホームページの活用）

### 平成 22 年度予算(単位：円)

収入の部	H21 決算	H22 予算	増減
1. 会費	1,362,200	1,500,000	137,800
2. 寄付	7654	0	▲7,654
3. 雑収入	0	0	0
収入合計	1,369,854	1,500,000	130,146
支出の部	H21 決算	H22 予算	増減
1. 学校支援事業費	1,331,308	1,350,000	18,692
(1) 募集対策支援	193,330	200,000	6,670
(2) 教育支援	40,000	150,000	110,000
(3) 特別活動支援	676,015	500,000	▲176,015
(4) キャリア教育支援	92,400	150,000	57,600
(5) 部活動備品補助	288,313	250,000	▲38,313
(6) 緊急対策費	41,250	100,000	58,750
2. 運営管理費	376,755	450,000	73,245
(1) 広報費	242,663	200,000	▲42,663
(2) 人件費	94,150	150,000	55,850
(3) 消耗品費	15,862	30,000	14,138
(4) 議案書送付費	12,000	20,000	8,000
(5) 雑費	12,080	50,000	37,920
3. 予備費	0	100,000	100,000
支出合計	1,708,063	1,900,000	191,937
<b>収支差額</b>	<b>▲338,209</b>	<b>▲400,000</b>	<b>▲61,791</b>

	H21 決算	H22 予算	増減
前年度繰越金	1,664,924	1,326,715	▲338,209
収支差額	▲338,209	▲400,000	▲61,791
次年度繰越金	1,326,715	926,715	▲400,000

## 第 4 号議案 会則の変更について

### 1. 会則改正の趣旨

本会発足以来、本会は、正会員（同窓生有志、保護者有志）と準会員（在校生の保護者有志）等で構成されております（会則第 4 条）。さらに本会の総会議決権は、準会員には与えられていませんでした（会則第 19 条）。

この間の活動実績等を踏まえ、会員の多くを占める在校生の保護者有志（現準会員）の位置付けをはっきりさせること、また、財政基盤を強化すること、さらに財政的支援のみならず様々な支援を受け入れる体制を作り出すなどの観点から、会員制度を改正するものです。

### 2. 主な変更点

	改正前	改正後
会員	正会員      _____ → 準会員      _____ 特別会員    _____	個人A会員 会費を納入した者 個人B会員 本会事業の協力者 個人C会員 本校教職員OB
会費	正会員 一口 2,000 円 準会員 1,000 円/年(入学時 3 年分前納可)	入会金 3,000 円 平成 23 年度以降新規入会個人A会員 年会費 個人A会員 一口 2,000 円。
総会議決権	正会員、特別会員	個人A会員

### 3. 改正案 差込資料を参照ください。

## 第 5 号議案 役員の改選について

### 役員候補名簿（任期 ～平成 24 年 3 月末日）

理事 赤木 律子      P T A   O B	理事 東福寺 幾夫    P T A   O B
理事 五十嵐 たかの 卒業生	理事 橋本 志津代    P T A   O B
理事 榎本 順興      P T A   O B	理事 原 和美        P T A   O B
理事 岡野 正        卒業生	理事 三宅 方美      P T A 副会長
理事 川野邊 千鶴    P T A   O B	理事 山田 隆紹      P T A   O B
理事 河原崎 郁子    P T A 副会長	監事 延嶋 妙子      P T A 会計監査
理事 猿田 恵子      P T A   O B	監事 村田 修        P T A   O B
理事 田中 茂        P T A   O B	

# 東京都立八王子東高等学校後援会会則

## 第1章 総則

### 第1条【名称および事務所】

本会は、東京都立八王子東高等学校後援会（通称：八王子東サポーターズクラブ）と称する。

2 事務所を東京都八王子市高倉町 68 番地 1 の東京都立八王子東高等学校（以下、本校という。）に置く。

### 第2条【目的】

本会は、本校の発展のために支援することを目的とする。

### 第3条【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）教育活動の振興のための援助に関すること
  - （2）教育環境の整備に対する援助に関すること
  - （3）その他、本会の目的達成に必要な事業
- 2 事業計画の立案及び実施に当たっては、本校と充分な協議の上有効な支援を実現するものとする。

## 第2章 会員

### 第4条【会員】

本会は、次の会員をもって組織する。

- （1）正会員 本校の同窓生有志、本校の在校生および同窓生の保護者有志
- （2）準会員 本校在校生の保護者有志
- （3）団体会員 本会の目的に賛同する団体
- （4）特別会員 本会の目的に賛同する個人

### 第5条【入会、退会および会員情報管理】

本会に加入を希望する者は、所定の加入申込書に必要事項を記入の上本会事務所に提出し、会費を払い込むものとする。

2 加入申込書が本会事務所に到着し、会費の入金が確認できた時点を以て会員資格発効とする。

3 会員は会員名簿に登録され、会員名簿には本会の目的および運営に必要な情報を記載する。

4 本会は会員情報を適切に管理し、本会の目的および本会の運営以外の目的に流用してはならない。また、法令や裁判所の命令に基づかない第三者への提供は禁止する。

5 本会の会員は、その意思により自由に退会できる。

## 第3章 役員・顧問・相談役・職員

### 第6条【役員】

本会には次の役員を置く。

- （1）理事 10名程度
- （2）監事 2名

### 第7条【役員を選任】

理事および監事は、次のとおりとする。

（1）理事および監事は、細則で規定された出身母体および理事長の推薦により総会で承認する。

（2）理事は、互選で理事長1名、副理事長2名を定める。

（3）監事は職員以外とし、理事および監事は、相互に兼ねることとはできない。

（4）理事及び監事は正会員でなければならない。

### 第8条【理事長】

理事長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。理事長に事故あるとき、または欠けたときは理事長があらかじめ指定した副理事長がその職務を代行する。

### 第9条【理事会】

理事は理事会を組織し、本会の業務を議決し執行する。

### 第10条【監事】

監事は、本会の財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- （1）本会の財産状況を監査すること。
- （2）財産状況について瑕疵または不正等の事実を発見した場合、これを理事会に報告すること。

### 第11条【役員任期】

本会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員による役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### 第12条【役員解任】

役員が、次の各号の一つに該当する時は、理事会の3分の2以上の議決により解任することができる。

（1）本人からの申し出、および細則で規定された出身母体の属から離れるとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

（3）職務上の違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

### 第13条【役員報酬】

役員には、その地位に基づいては、報酬を支給しない。

### 第14条【顧問、相談役】

本会に顧問、相談役をおくことができる。

2 顧問、相談役は、理事長が推薦し、理事会がこれを承認する。

3 顧問、相談役は、理事長の諮問に応ずる。

### 第15条【職員】

本会の事務を処理するために必要な職員を置くことができる。

2 職員は理事会の承認を得て、理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

## 第4章 会議

### 第16条【理事会】

理事会は、理事長が招集する。また、理事長が必要を認めた場合、または理事現在数の過半数から会議の目的事項を示した請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

### 第17条【理事会の審議事項】

理事会においては、次の事項を審議する。

- （1）事業に関する事項
- （2）予算の審議及び決算の発議に関する事項
- （3）会則の改正の発議に関する事項
- （4）その他理事長において付議する必要があると認めた事項

### 第18条【理事会の決議】

理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第19条【総会】

総会は、本会最高の意思決定機関である。定期総会は毎年原則として6月末日までは開催する。また、必要に応じて開催する臨時総会を招集することができる。

2 総会は、理事長が招集する。また正会員および特別会員の現在数の過半数から会議の目的事項を示した請求があったときは、理事長は総会を招集しなければならない。

3 総会は正会員および特別会員の現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

5 団体会員代表者および準会員は総会に出席し意見を述べることができる。

### 第20条【総会決議事項】

次に掲げる事項については、理事会の発議により総会の承認を得るものとする。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

**第21条【会議の記録】**

すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席代表者2名が署名押印のうえ、これを保存する。

**第5章 財産及び会計**

**第22条【財産】**

本会の財産は、次のとおりとする。

- (1) 会員が納める会費
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

**第23条【会費】**

会費は細則にて定める。

**第24条【財産の管理】**

本会の財産は、理事長が管理し、理事会の議決を経て、定期預金等確実な方法により管理する。

**第25条【事業計画、収支予算】**

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会において編成し、総会の承認を得なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

**第26条【事業報告、収支決算】**

本会の収支決算は、理事長が作成し事業報告書とともに、監事の意見を付して、総会の承認を受けなければならない。

**第27条【会計年度】**

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。ただし、設立年に限っては、設立日より翌年の3月31日までとする。

**第28条【緊急事業、特別会計】**

年度当初の事業計画では対処できない緊急事態に対応するため、期間を定めて特別会計を設置し、緊急事業を実施することができる。

2 緊急事業計画および特別会計収支予算は理事会において編成し、総会の承認を得なければならない。ただし、事業の緊急性に対応するために理事会の4分の3以上の議決を経た場合には、総会承認は事後とすることができる。

3 特別会計の設置期間は理事会で決定する。理事長は年度末時点で当該事業の進捗および収支の中間報告を作成し、監事の意見を付して、総会の承認を受けなければならない。

4 特別会計は当該事業を終了した年度末までに清算し、清算後の残金は一般会計に繰り入れるものとする。

**第6章 会則の変更ならびに解散**

**第29条【会則変更】**

この会則は、総会の議決を経なければ変更できない。

**第30条【解散】**

本会の解散は、総会の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 本会の解散に伴う残余財産は、理事会の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似する目的を有する団体に寄付するものとする。

**補則**

**第31条【事務所に常備する書類、帳簿】**

本会の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員就任承諾書
  - (4) 収入、支出に関する証拠書類
  - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) その他、必要な書類及び帳簿
- 2 収入、支出に関する証拠書類は当該年度から3年間保管する。

**第32条【細則】**

この会則の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

**第33条【設立時の役員】**

第7条に定める役員は、設立時においては設立総会で選任する。

2 設立時の役員任期は平成20年3月31日までとする。

**第34条 【本会則の施行日】**

本会則は平成18年2月25日より施行する。

- 2 平成19年6月2日、一部改正、施行。
- 3 平成20年6月14日、一部改正、施行。

**細則**

**第1条【理事の内訳】**

理事の内訳については次のとおりとする。

- (1) PTA OBより 6名程度
- (2) PTA役員 2名程度
- (3) 本校卒業生より 2名程度
- (4) 理事長が推薦した者 若干名

**第2条【監事の内訳】**

監事の出身母体別内訳については次のとおりとする。

- (1) PTA OBより 1名
- (2) PTA役員より 1名

**第3条【会費】**

会費は次のとおりとし、会員は毎年6月末日までに納入するものとする。

- (1) 正会員 一口2,000円、一口以上
  - (2) 準会員 1,000円 入会年度に3年分を一括前納することを認める。
  - (3) 団体会員 一口20,000円
  - (4) 特別会員 一口2,000円、一口以上
- 2 会費を納入しない者は退会したものとみなす。

**第4条【寄付の公表】**

金品の寄付を受けた場合には、これを原則として公表する。

**第5条【理事の業務】**

本会事業および会務運営のため、理事は以下の業務を分掌する。

- (1) 会計担当理事：予算、決算に関わる業務および本会の財産管理に関わる業務
- (2) 庶務担当理事：会員名簿の管理、会議の運営に関わる業務
- (3) 広報担当理事：本会活動の広報、会員への情報提供に関わる業務

**第6条 【本細則の施行日】**

本細則は平成18年2月25日より施行する。

- 2 平成20年6月14日、一部改正、施行。



## 平成 22 年度総会議案書 補足

議案書 4 ページの監査結果報告について、以下のとおり補足します。

監査日	平成 22 年 5 月 8 日
監査者	監事 村田 修、 長谷川 美幸

以上。

# 東京都立八王子東高等学校後援会会則

## (平成22年度総会改正案・ゴジック太字部分)

### 第1章 総則

#### 第1条 【名称および事務所】

本会は、東京都立八王子東高等学校後援会（通称：八王子東サポーターズクラブ）と称する。

2 事務所を東京都八王子市高倉町68番地1の東京都立八王子東高等学校（以下、本校という。）に置く。

#### 第2条 【目的】

本会は、本校の発展のために支援することを目的とする。

#### 第3条 【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 教育活動の振興のための援助に関すること
  - 2 教育環境の整備に対する援助に関すること
  - 3 その他、本会の目的達成に必要な事業
- 2 事業計画の立案および実施に当たっては、本校と充分な協議の上有効な支援を実現するものとする。

### 第2章 会員

#### 第4条 【会員】

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 **個人A会員** 本会の目的に賛同し、会費を納入した者
  - 2 **個人B会員** 本会の目的に賛同し、本会の事業に参加・協力する者
  - 3 **個人C会員** 本会の目的に賛同し、本校に勤務経験を有する教職員
  - 4 **団体会員** 本会の目的に賛同し、会費を納入した団体
2. **個人B会員および個人C会員は会費の納入を要しない。**  
3. **3年間会費を納入しない個人A会員および団体会員は退会したものとみなす。**

#### 第5条 【入会、退会および会員情報管理】

本会に加入を希望する者は、所定の加入申込書に必要事項を記入の上本会事務所に提出し、会費を払い込むものとする。

2 加入申込書が本会事務所に到着し、会費の入金が確認できた時点をもって会員資格発効とする。

3 会員は会員名簿に登録され、会員名簿には本会の目的および運営に必要な情報を記載する。

4 本会は会員情報を適切に管理し、本会の目的および本会の運営以外の目的に流用してはならない。また、法令や裁判所の命令に基づかない第三者への提供は禁止する。

5 本会の会員は、その意思により自由に退会できる。

### 第3章 役員・顧問・相談役・職員

#### 第6条 【役員】

本会には次の役員を置く。

- 1 理事 10名程度
- 2 監事 2名

#### 第7条 【役員を選任】

理事および監事は、次のとおりとする。

- 1 理事および監事は、**理事会が推薦し、総会で承認する。**
- 2 理事は、互選で理事長1名、副理事長2名を定める。
- 3 監事は職員以外とし、理事および監事は、相互に兼ねることとはできない。
- 4 **理事は個人A会員**でなければならない。

#### 第8条 【理事長】

理事長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。理事長に事故あるとき、または欠けたときは理事長があらかじめ指定した副理事長がその職務を代行する。

#### 第9条 【理事】

理事は理事会を組織し、**本会の業務を執行する。**

#### 第10条 【監事】

監事は、本会の財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 1 本会の財産状況を監査すること。
- 2 財産状況について瑕疵または不正等の事実を発見した場合、これを理事会に報告すること。

#### 第11条 【役員任期】

本会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### 第12条 【役員解任】

役員が、次の各号の一つに該当する時は、理事会の3分の2以上の議決により解任することができる。

- 1 本人からの申し出、および細則で規定された出身母体の所属から離れるとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。
- 3 職務上の違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

#### 第13条 【役員報酬】

役員には、その地位に基づいては、報酬を支給しない。

#### 第14条 【顧問、相談役】

本会に顧問、相談役をおくことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事長が推薦し、理事会がこれを承認する。
- 3 顧問、相談役は、理事長の諮問に応ずる。

#### 第15条 【職員】

本会の事務を処理するために必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

### 第4章 会議

#### 第16条 【理事会】

理事会は、理事長が招集する。また、理事長が必要を認めた場合、または理事現在数の過半数から会議の目的事項を示した請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

#### 第17条 【理事会の審議事項】

理事会においては、次の事項を審議する。

- 1 事業に関する事項
- 2 予算の審議および決算の発議に関する事項
- 3 会則の改正の発議に関する事項
- 4 その他理事長において付議する必要があると認めた事項

#### 第18条 【理事会の決議】

理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、委任状の提出を以って出席とみなす。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

**第19条 【総会】**

総会は、本会最高の意思決定機関である。定期総会は毎年原則として6月末日までには開催する。また、必要に応じて開催する臨時総会を招集することができる。

**2 総会は、理事長が招集する。また個人A会員の現在数の過半数から会議の目的事項を示した請求があったときは、理事長は総会を招集しなければならない。**

**3 総会の議事は、出席個人A会員の過半数をもって決する。**

**4 個人B会員、個人C会員および団体会員代表者は総会に出席し意見を述べることができる。**

**第20条 【総会決議事項】**

次に掲げる事項については、理事会の発議により総会の承認を得るものとする。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

**第21条 【会議の記録】**

すべての会議には議事録を作成し、議長および出席代表者2名が署名押印のうえ、これを保存する。

**第5章 財産および会計**

**第22条 【財産】**

本会の財産は、次のとおりとする。

- (1) 会員が納める会費
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

**第23条 【会費】**

会費は細則にて定める。

**第24条 【財産の管理】**

本会の財産は、理事長が管理し、理事会の議決を経て、定期預金等確実な方法により管理する。

**第25条 【事業計画、収支予算】**

本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事会において編成し、総会の承認を得なければならない。事業計画およびこれに伴う収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

**第26条 【事業報告、収支決算】**

本会の収支決算は、理事長が作成し事業報告書とともに、監事の意見を付して、総会の承認を受けなければならない。

**第27条 【会計年度】**

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。ただし、設立年に限っては、設立日より翌年の3月31日までとする。

**第28条 【緊急事業、特別会計】**

年度当初の事業計画では対処できない緊急事態に対応するため、期間を定めて特別会計を設置し、緊急事業を実施することができる。

2 緊急事業計画および特別会計収支予算は理事会において編成し、総会の承認を得なければならない。ただし、事業の緊急性に対応するために理事会の4分の3以上の議決を経た場合には、総会承認は事後とすることができる。

3 特別会計の設置期間は理事会で決定する。理事長は年度末時点で当該事業の進捗および収支の中間報告を作成し、監事の意見を付して、総会の承認を受けなければならない。

4 特別会計は当該事業を終了した年度末までに清算し、清算後の残金は一般会計に繰り入れるものとする。

**第6章 会則の変更ならびに解散**

**第29条 【会則変更】**

この会則は、総会の議決を経なければ変更できない。

**第30条 【解散】**

本会の解散は、総会の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 本会の解散に伴う残余財産は、理事会の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似する目的を有する団体に寄付するものとする。

**補則**

**第31条 【事務所に常備する書類、帳簿】**

本会の事務所に次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の就任承諾書
- (4) 収入、支出に関する証拠書類
- (5) 理事会および総会の議事に関する書類
- (6) その他、必要な書類および帳簿

2 収入、支出に関する証拠書類は当該年度から3年間保管する。

**第32条 【細則】**

この会則の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

**第33条 【本会則の施行日】**

本会則は平成18年2月25日より施行する。

- 2 平成19年6月2日、一部改正、施行。
- 3 平成20年6月14日、一部改正、施行。
- 4 平成22年6月12日一部改正、平成23年4月1日施行。

**細則**

**第1条 【理事の内訳】**

理事の内訳については次のとおりとする。

- (1) PTA OB
- (2) PTA役員
- (3) 本校卒業生
- (4) 理事長が推薦した者

**第2条 【会費】**

会費(年額)は次のとおりとし、会員は毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、個人A会員は新規入会時に入会金3,000円を納入するものとする。

- (1) 個人A会員 一口2,000円、1口以上
- (2) 団体会員 一口20,000円、1口以上

**第3条 【寄付の公表】**

金品の寄付を受けた場合には、これを原則として公表する。

**第4条 【理事の業務】**

本会事業および会務運営のため、理事は以下の業務を分掌する。

- (1) 会計担当理事：予算、決算に関わる業務および本会の財産管理に関わる業務
- (2) 庶務担当理事：会員名簿の管理、会議の運営に関わる業務
- (3) 広報担当理事：本会活動の広報、会員への情報提供に関わる業務

**第5条 【会員種別の移行】**

平成22年6月12日現在名簿搭載済みの正会員、準会員、特別会員を個人A会員とする。

**第6条 【本細則の施行日】**

本細則は平成18年2月25日より施行する。

- 2 平成20年6月14日、一部改正、施行。
- 3 平成22年6月12日一部改正、平成23年4月1日施行。

参考：東京都立八王子東高等学校後援会 組織図

(組織図：平成23年4月1日試行)

